

# 米国の関税措置により影響を受けた県内中小企業者への 資金繰り支援措置について

## ■ 中小企業融資制度の要件緩和 [経営円滑化貸付 既定融資枠1,700億円での対応]

5月8日に開催された兵庫県経済対策会議の議論を踏まえ、米国の関税措置によって影響を受ける県内の中小企業を支援するため、通常の「経営円滑化貸付」の貸付要件を緩和（※）した『経営円滑化貸付（米国関税措置対策）』を創設

※売上減少要件を緩和（売上減少比較期間の短縮（**3ヶ月→1ヶ月**））

区 分	経営円滑化貸付 【通常分】	経営円滑化貸付 【米国関税措置対策】
対 象 者	最近3ヶ月間の売上高が前年同期比5%以上減少	米国の関税措置の影響により、 <b>最近1ヶ月間</b> の売上高が前年同期比5%以上減少
資 金 使 途	運転（借り換えにも利用可※）	運転（借り換えにも利用可※）
利 率	1.45%	同左
貸 付 限 度 額	1億円	同左
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）	同左
取 扱 期 間	-	令和7年5月16日から当面の間

※ 既存の兵庫県中小企業融資制度または保証協会の保証付き融資からの借り換えに限ります。

## ■ 取扱金融機関等への要請

兵庫県中小企業融資制度の取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会に対し、米国の相互関税措置の影響を踏まえ、融資相談や新規融資の実行、既往融資にかかる条件変更への積極的・柔軟な対応などを要請

## ■ 知事メッセージ

米国のトランプ大統領が相互関税措置等を発表して以来、多くの事業所の皆様が不安を抱かれていることと思います。

兵庫県としては、まず短期的な資金繰り支援を迅速に実施し、皆様の経営をサポートいたします。

今後、中長期的な地域経済への影響も注視しながら、幅広い分野へのきめ細かな対応を行ってまいります。

令和7年5月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

### (融資のご利用・お申込み)

お近くの取扱金融機関までご相談ください。

県内のほとんどの金融機関が兵庫県中小企業融資制度を取り扱っています。詳細は、[県ホームページ](#)でご確認ください。

### (お問い合わせ)

産業労働部地域経済課

神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館8階 (電話番号) 078-362-3321